

木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助

市では、木造住宅の耐震化を促進するために、木造住宅の耐震診断並びに耐震改修にかかる費用の一部を補助します。

耐震診断費補助制度

◆補助金の額 6万円限度

耐震診断に要する費用の2／3を補助。

◆補助対象棟数 20件

◆補助対象住宅

市内にある木造2階以下の一戸建ての住宅（店舗等の用途として使用する部分の床面積が延べ面積の1／2未満のものを含む）で、昭和56年5月31日以前に在来軸組構法により建築されたもの。

◆補助対象者

補助対象住宅を所有し、かつ、その住宅に居住している方。
※既に補助対象住宅の耐震診断に係る契約を締結されている方は対象となりませんので、契約の前にお申し込みください。

◆受け付期間

受付中～12月14日⑨まで

耐震改修費補助制度

◆補助金の額 限度額40万円

耐震設計に要する費用の2／3（4万円を限度）、耐震改修工事に要する費用の23／100（30万円を限度）及び、その工事の監理に要する費用の2／3（6万円を限度）の合計額を補助。

◆補助対象棟数 10件

◆補助対象住宅

市内にある木造2階以下の一戸建ての住宅（店舗等の用途として使用する部分の床面積が延べ面積の1／2未満のものを含む）で、昭和56年5月31日以前に在来軸組構法により建築されたものの内、耐震診断の結果、危険性があると判定されたものであること。

◆補助対象者

補助対象住宅を所有し、かつ、その住宅に居住している方。
※既に補助対象住宅の耐震改修に係る契約を締結されている方は対象となりませんので、契約の前にお申し込みください。

◆受付期間

受付中～10月30日⑨まで

◆木造住宅耐震無料相談会

（第1回）を開催します

新耐震基準（昭和56年）以前に建築された木造住宅の耐震化を推進するため耐震相談会を開催します。

日時＝6月26日⑨13時～17時（個別簡易耐震相談時間は1組40分程度）／場所＝市役所8階801会議室／申込方法＝電話にて事前予約制（先着5組）／申込期間＝6月1日⑨～12日⑨（土日を除く9時～17時）

お申し込み・お問い合わせは、建築課（8階）
☎201588、FAX201606へ。

児童手当を受給している方へ 現況届の提出をお願いします！



現況届は、毎年6月1日の状況により、児童手当を引き続き受けられるかどうかを確認するためのものです。6月

上旬に現況届を送付しますので、必ずご提出をお願いします。提出されないと、6月分以降の手当が支給できなくなりますのでご注意ください。

また、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として、本年度も「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。この給付金を受け取るには、平成27年6月分の児童手当を支給する市区町村への申請が必要になります。

申請用紙は、児童手当現況届と同一用紙になりますので、対象となる方は、申請期間内に申請していただくようお願いいたします。

◆提出書類（受給者が対象）
①現況届、②印鑑
※茂原市の国民健康保険証をお持ちでない方は、③受給者（親）の保険証の写しが必要です。

※平成27年1月2日以降に転入された方は、④平成27年度所得課税証明書（省略のないもの）も必要です。

※原則父母2人分の証明書が必要（配偶者控除の記載があれば配偶者分は不要）
※養育する児童と別居してい

る場合には、この他に必要書類等があります。

◆所得制限について

児童手当には所得制限があります。受給者の前年の所得が、左表の所得制限限度額を超えた場合は、6月分以降の児童1人当たりの月額が、年齢・人数にかかわらず一律5千円となります。

【児童手当所得制限限度額】

扶養親族の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

*老人扶養親族がある場合には、1人につき6万円を加算します。
*児童手当は、基礎控除として一律8万円のほか各種控除もありますので、目安としてください。

◆提出期限

7月10日⑨（発送は6月上旬を予定）

◆休日受付

6月28日⑨

8時30分～17時15分

※受付は子育て支援課のみ提出・お問い合わせは、子育て支援課（2階）

☎201573、FAX201610

本納支所
☎342111、FAX344113へ。